

「働き方改革」における企画業務型裁量労働制の導入をめぐって

法政大学キャリアデザイン学部教授
 上西充子

1. 裁量労働制とは

- みなし労働時間制の一種
- 一定の時間働いたものとみなし、その時間数に見合った対価を支払う

みなし労働時間8時間	→	残業しても残業代の支払の必要なし
みなし労働時間9時間	→	それ以上の残業代の支払いの必要なし

- 日本労働弁護団によれば、「定額働かせ放題」

経営者からみると	一定額の残業代支払いだけでOK	→	・働かせるほど人件費節約に ・違法の合法化
労働者からみると	時間配分の自由はあっても、業務量を制限する自由はない	→	・長時間労働に対する歯止めがない ・違法性を問にくい ・労働時間管理されないで、 労災認定も困難

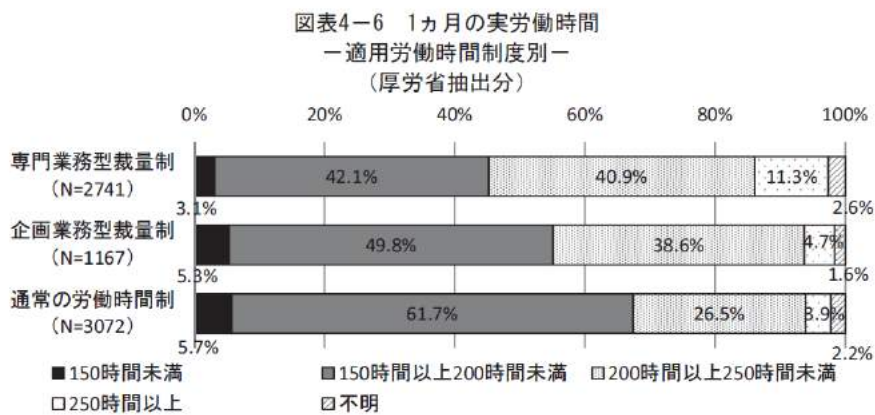
- メリハリがついて効率よく働ける、と言われるが……
 - 現行の労働時間法制でも、定時前に仕事を終えて帰宅することは可能
- 病院にも通える、と言われるが……
 - 現行の労働時間法制でも、病院への立ち寄りや、時間年休の取得が可能

専門業務型 裁量労働制	1987年労基法改正により導入 システムエンジニア、弁護士などの専門職
企画業務型 裁量労働制	1998年の労基法改正により追加 企業の中核部門において企画・立案・調査・分析の業務を行う一定範囲のホワイトカラー労働者

2. 裁量労働制の労働時間をめぐって

(1) 労働政策研究・研修機構の調査結果

- ◆ 『裁量労働制等の労働時間制度に関する調査結果 労働者調査結果』資料シリーズ No.125 (2014年5月)
- ◆ 『裁量労働制等の労働時間制度に関する調査結果 事業場調査結果』資料シリーズ No.124 (2014年5月)

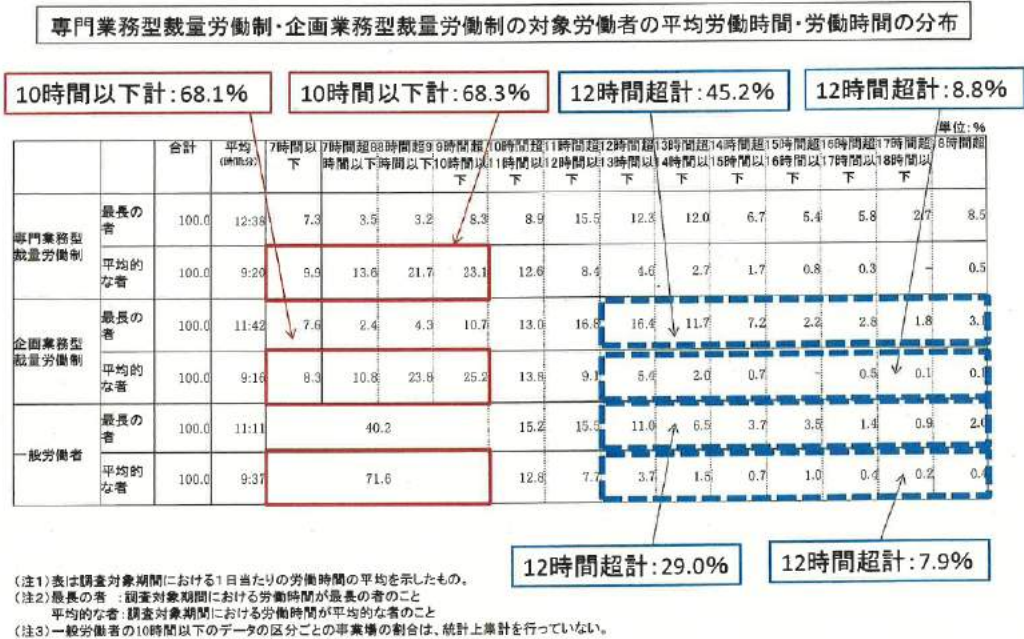


● 平均労働時間(1ヵ月)

専門業務型裁量労働制	203.8 時間
企画業務型裁量労働制	194.4 時間
通常の労働時間制	186.7 時間

(2)厚生労働省「平成25年度労働時間等総合実態調査」(の結果とされたもの)

- 2015年3月に厚生労働省より民主党の部会に提供



※平成25年度労働時間等総合実態調査(厚生労働省)

出所：民進党ホームページ

- このデータをもとにした国会答弁

●塩崎厚生労働大臣 2015年7月31日 衆議院厚生労働委員会(山井和則議員に対して)
 労働時間の長さは、平均的な方については、実は、今ある専門業務型の裁量労働制、それから企画業務型の裁量労働制、それと一般の方々との比較であるわけでありましてけれども、これは言ってみれば、長い時間働いていらっしゃる方々、部分だけをおとりになっているように見えるわけでありまして、平均的な方を見てみると、実はこの三つを比べてみるとそう変わらないわけです。
 例えば平均時間でいきますと、専門業務型の裁量労働制だと9時間20分、企画業務型の裁量労働制だと9時間16分、むしろちょっと専門業務型よりも少ない。一般労働者でいきますと9時間37分ということで、若干、むしろ一般労働者の方が平均でいくと長い。

●塩崎厚生労働大臣 2017年2月17日 衆議院予算委員会(長妻昭議員に対して)
 今データをお取り上げ頂きましたけれども、結論的には、いろいろな調査がございまして、ご指摘のような調査ももちろんございます。

<p>厚生労働省自身の調査によりますと、裁量労制で働く方の労働時間の長さは、平均的な方で比べますと一般労働者よりも短いというデータもございまして、例えば一般の平均的な方が9時間37分働いていらっしゃるんですが、企画業務型の裁量労働制の方は9時間16分ということで、約20分短いというデータもございまして。ただ、最長の方というのを見ると、裁量労働制の方が少し長いというものもございまして。</p>
<p>●安倍首相 2018年1月29日 衆議院予算委員会（長妻昭議員に対して）</p> <p>厚生労働省の調査によれば、裁量労働制で働く方の労働時間の長さは、平均な、平均的な方で比べれば、一般労働者よりも短いというデータもあるということは、御紹介させていただきたい。</p>
<p>●加藤厚生労働大臣 2018年1月31日 参議院予算委員会（森本真治議員に対して）</p> <p>確かにいろんな資料を見ていると、裁量労働制の方が一般の働き方に比べて長いという資料もございまして、他方で平均的な、平均で比べれば、短いという統計もございまして、それは、それぞれのファクトによって、見方は異なってくるんだろうと思います。</p>
<p>●加藤厚生労働大臣 2018年1月31日 参議院予算委員会（森本真治議員に対して）</p> <p>議員ご指摘の資料があることも事実でございまして。また私どもの平成25年度労働時間等総合実態調査、これ、厚生労働省が調べたものでありますけれども、平均的な一般労働者の時間が9時間・・・、これは1日の実労働時間ですが、9時間37分に対して、企画業務型裁量労働制は9時間16分と、こういう数字もあるということ、先ほど申し上げたところでございまして。</p>

(3)「比較データ」への言及と訂正、撤回

1月29日	衆院予算委	安倍首相答弁（←長妻昭議員）
1月31日	参院予算委	加藤大臣答弁（←森本真治議員）
2月5日	衆院予算委	加藤大臣答弁（←玉木雄一郎議員） ・「平均的な働く人」→「平均的な者（しゃ）」、先ほども「平均的な者（しゃ）」と申し上げましたけれど
2月7日		加藤大臣、厚労省担当者からデータの問題点（「最長」を尋ねていたこと？）の報告を受ける（朝日、2/20）
2月8日	衆院予算委	加藤大臣（←岡本あき子議員） 「平均・・・平均・・・平均的な者（しゃ）」というのと、平均値とは、明らかに違う、というご指摘は、その通り」
2月9日		加藤大臣（←山井和則議員） 一般労働者の「平均的な者」の9時間37分は、「8時間＋一般労働者の時間外労働の平均」という計算式によると答弁
2月14日		安倍首相と加藤大臣、答弁撤回と陳謝

2月18日		加藤大臣が首相官邸にデータの不備について伝える(毎日2/20)
2月19日		第4回「働き方改革虚偽データ疑惑 野党合同ヒアリング」にて、1日と1週の一般労働者の「平均的な者」のデータが「最長」の時間数であったことを報告
	衆院予算委	加藤大臣、集計方法の不備を認め、陳謝
2月20日	衆院予算委	長妻議員、逢坂議員、山井議員、大西議員らが追及

(4)「比較データ」の何が問題か

◆1:厚生労働省の調査結果ではなかった

厚生労働省「平成25年度労働時間等総合実態調査」

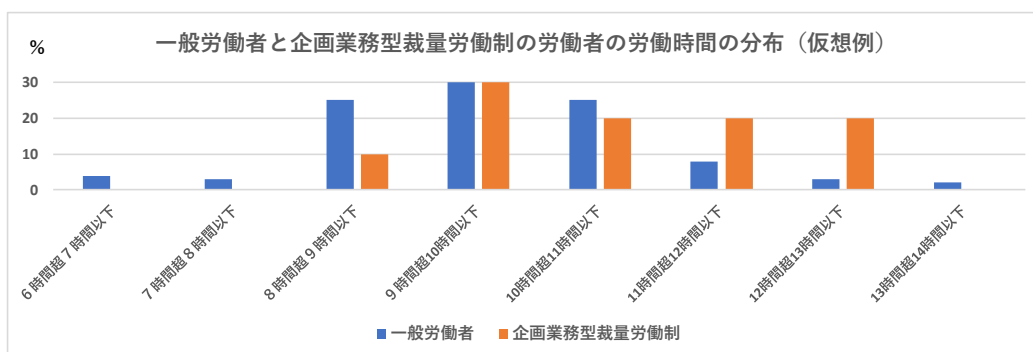
	「平均的な者」	結果報告冊子	備考
企画業務型裁量労働制	9時間 16分	表52(p.68)	「労働時間の状況」
一般労働者	9時間 37分	(掲載なし)	(法定時間外労働)

◆2:「平均的な者」の定義を説明せずに、あたかも平均値であるかのように答弁した

➢ 「平均的な者」(一般労働者の場合)

この項の「最長の者」とは、調査対象月における月間の時間外労働が最長の者のことをいい、「平均的な者」とは、調査対象月において最も多くの労働者が属すると思われる時間外労働時間数の層に属する労働者のことをいう

➢ 「平均的な者」(企画業務型裁量労働制の場合):調査結果冊子に記載なく、不明



		計	6時間超	7時間超	8時間超	9時間超	10時間超	11時間超	12時間超	13時間超	14時間超	平均労働時間
			7時間以下	8時間以下	9時間以下	10時間以下	11時間以下	12時間以下	13時間以下	14時間以下		
一般労働者	実数	100	4	3	25	30	25	8	3	2		9.6
	%	100	4	3	25	30	25	8	3	2		
企画業務型裁量労働制	実数	10	0	0	1	3	2	2	2	0		10.6
	%	100	0	0	10	30	20	20	20	0		

◆3:一般労働者(「平均的な者」)の労働時間は、実労働時間ではなく、不適切な計算式による加工データだった

- 2月9日の加藤大臣の説明(←山井議員)
 - ◇ 8時間+1日の法定時間外労働の平均 (1時間37分)
- 2月19日の厚生労働省による報告
 - ◇ 8時間+1日の法定時間外労働の「最長」の平均
- 8時間を下回る実労働時間の者が正しく平均に反映されない
 - ◇ (例)所定労働時間が7時間30分の者が「平均的な者」→ 8時間と過大評価
- にもかかわらず、1月31日に加藤大臣は、「これは1日の実労働時間ですが」と答弁
- 1日の法定時間外労働の集計表は調査報告冊子に未収録
- 1日の法定時間外労働の平均の集計表は、母集団に復元していないデータを利用(法定時間外労働が比較的多い大企業の偏りを反映?)

◆4:一般労働者(「平均的な者」)の1日の法定時間外労働は、「最長」の日のデータだった

- 2月19日の報告で初めて明らかに(2月9日の説明は虚偽答弁?)
- 他方の企画業務型裁量労働制の時間数は「最長」を取っていない

(別紙1)

平成25年度労働時間等総合実態調査に用いた付表(抜粋)

調査事項

I 時間外・休日労働等

問6 時間外労働の実績

1 時間外労働時間数

	調査対象月の時間外労働が最長の者 法定労働時間超		調査対象月の時間外労働が平均的な者 法定労働時間超	
	時間	分	時間	分
一般労働者	1日の時間外労働の最長時間数			
	1週の時間外労働の最長時間数			
	月間の時間外労働時間数			
	年間の時間外労働時間数			

IV 裁量労働制 (裁量労働制を導入している場合に記入すること)

問3 労働時間の状況

	労働時間の状況として把握した 時間のうち、最長の者の状況			労働時間の状況として把握した 時間のうち、平均的な者の状況		
①専門業務型裁量労働制	1日	時間	分	1日	時間	分
②企画業務型裁量労働制	1日	時間	分	1日	時間	分

◆5:企画業務型裁量労働制の労働者の時間数は「労働時間の状況」であり、比較できないものだった

- 「法に規定する労働時間の状況として把握した時間」
- 健康・福祉確保措置の一環として、使用者が対象労働者の労働時間の状況等、勤務状況を把握する手法として、まず労使委員会でもよく話し合っていたきながら、いかなる時間帯、どの程度の時間入社し、労務を提供し得る状態にあったかを、例えば出勤時刻であるとか、入退室時刻のさまざまな記録であるとか、労使のチェックであるとか、そういったことで努めていただきたいということは申し上げているところであり、そうしたことを使用者の方に行っていた中で把握しているところを今回も見ていくということ(第104回労働政策審議会労働条件分科会(2013年10月30日)における村山課長の説明)

◆6:以上のような問題があるデータを比べて「短い」と判断することは間違い

- 比較できないものを比較している
- 一般労働者のデータは過大

3. 労働政策審議会の議論との関係

(1) 「比較データ」が出てきた文脈

2013年4~6月	「平成25年度労働時間等総合実態調査」実施
2013年6月14日	「日本再興戦略」閣議決定 ・企画業務型裁量労働制を総合的に検討
2013年10月	「平成25年度労働時間等総合実態調査結果」
2013年9月27日	第103回労働政策審議会労働条件分科会 ・閣議決定と裁量労働制の見直し、実態調査に言及 →平成25年度調査を、実態調査と位置付けていることを説明 主な調査項目として「 <u>実労働時間数等</u> 」を挙げていることを説明
2013年10月30日	第104回労働政策審議会労働条件分科会 ・平成25年度調査の結果を説明 ・調査的監督 ・「1が「1週間」、2が「1箇月」、3が「1年」ということになっております」

	・(1週の法定時間外労働の実績)平均的な方においては、「15時間以下」が)1.5%ポイント増えて97.9%となっております。
2013年12月17日	第106回労働政策審議会労働条件分科会 ・JILPT調査について調査項目を説明
2014年1月15日	第107回労働政策審議会労働条件分科会 ・JILPT調査の主な結果を説明(労働時間数の実績は報告されず)
2014年9月30日	第116回労働政策審議会労働条件分科会 ・JILPTの調査結果について「さらに詳細なクロス集計も載った冊子が出ておりますので、改めて精査した上で、今後も裁量労働制についてご議論いただく会があると思いますので、その際に改めて」と村山課長が説明
2015年2月13日	労働政策審議会建議「今後の労働時間法制等の在り方について」
2015年2月17日	「労働基準法等の一部を改正する法律案要綱」を諮問
2015年2月27日	「労働基準法等の一部を改正する法律案要綱」の答申
2015年3月下旬	「比較データ」が厚労省担当者より民主党の部会に提示
2015年4月3日	労働基準法改正案が「閣議決定」
2015年7月31日	塩崎厚生労働大臣が衆議院厚生労働委員会にて、「比較データ」に言及(山井和則議員に対して)

(2) 閣議決定と、この調査と、労働政策審議会の関係

平成25年度労働時間等総合実態調査は、労働政策審議会労働条件分科会が企画業務型裁量労働制の総合的な見直しを行う際の実態調査として、閣議決定された規制改革会議で位置付けられていた

日時	内容
2013年 4～6月	<ul style="list-style-type: none"> ●平成25年度労働時間等総合実態調査 目的「今後の労働時間法制等の検討の際に必要な時間外・休日労働、割増賃金率、裁量労働制等の実態等を把握する ● 閣議決定に先立って調査を実施？
2013年 6月14日	<ul style="list-style-type: none"> ●日本再興戦略(閣議決定) 「<u>企画業務型裁量労働制を始め、労働時間法制について、早急に実態把握調査・分析を実施し、本年秋から労働政策審議会にて検討を開始する</u>」 ●規制改革実施計画(閣議決定) 「<u>企画業務型裁量労働制やフレックスタイム制等労働時間法制の見直し</u>」

	<p>「労働政策審議会で総合的に検討する」</p> <ul style="list-style-type: none"> ● この実態調査が平成25年度労働時間等総合実態調査(下記議事録)
2013年 9月27日	<p>● 第103回労働政策審議会労働条件分科会(4月の委員改選後の初回)</p> <p>★ 村山課長</p> <p>「なお、先ほど申し上げました労働時間法制に関する閣議決定の中で、例えば「日本再興戦略」のところ、3ページ目の上の箱を見ていただきますと「労働時間法制の見直し」とした後の「企画業務型裁量労働制を始め、労働時間法制について」の次に「早急に実態把握調査・分析を実施し」とされており、その「早急に実態把握調査・分析」をどのように実施しているかについての資料が、4ページ「平成25年度労働時間等総合実態調査について」です。</p> <p>本分科会で労働時間法制について調査・審議をいただきます際には、いつも、まずもって今後の労働時間法制等の検討の際に必要な実態につきまして把握を行っております。調査方法といたしましては、全国の労働基準監督署から事業場への訪問調査で実施しているものでございます。閣議決定も踏まえ既に調査を終え、現在、その結果について鋭意分析中でして、その調査結果が取りまとめ次第、本分科会にも詳細に御報告申し上げ、議論の出発点にしていただければと考えております。」</p>

■ 第103回労働政策審議会労働条件分科会(2013年9月27日)資料2

論点(案)

1. 月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金について

※ 平成20年労働基準法改正により、月60時間超の時間外労働に対しては50%以上の割増賃金率が定められたが、中小企業については、法第138条により、「当分の間」適用されないこととされた。施行後3年経過後に、施行状況や時間外労働の動向等を勘案し、同条について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとされている(改正法附則第3条)。

2. 企画業務型裁量労働制及びフレックスタイム制の見直しについて

※ 「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)においては、「企画業務型裁量労働制を始め、労働時間法制について・・・本年秋から労働政策審議会で検討を開始する。ワーク・ライフ・バランスや労働生産性向上の観点から、総合的に議論し、1年を目途に結論を得る」こととされている。また、「規制改革実施計画」(同日閣議決定)においても「企画業務型裁量労働制やフレックスタイム制をはじめ」労働時間法制について総合的に検討することとされている。

3. その他

資料No.2
1

労働時間法制に関する閣議決定

日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)(抄)

2. 雇用制度改革・人材力の強化

③多様な働き方の実現

個人が、それぞれのライフスタイルや希望に応じて、社会での活躍の場を見出せるよう、柔軟で多様な働き方が可能となる制度見直し等を進める。

○ 労働時間法制の見直し

- 企画業務型裁量労働制を始め、労働時間法制について、早急の実態把握調査・分析を実施し、本年秋から労働政策審議会で検討を開始する。ワーク・ライフ・バランスや労働生産性向上の観点から、総合的に議論し、1年を目途に結論を得る。

規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)(抄)

4 雇用分野

(1) 規制改革の観点と重点事項

正規・非正規の二極化構造の是正、労働者の能力に見合い、努力が報われる賃金上昇、ライフサイクル・ライフスタイルに応じた多様な生き方の創造、人口減少社会が進む中での経済再生と成長力強化のため、「人が動く」ように雇用の多様性、柔軟性を高め、「失業なき円滑な労働移動」を実現させていく観点から、①ジョブ型正社員の雇用ルールの整備、②企画業務型裁量労働制やフレックスタイム制等労働時間法制の見直し、③有料職業紹介事業の規制改革、④労働者派遣制度の見直しに重点的に取り組む。

(2) 個別措置事項

No	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
2	企画業務型裁量労働制やフレックスタイム制等労働時間法制の見直し	企画業務型裁量労働制やフレックスタイム制をはじめ、労働時間法制について、ワークライフバランスや労働生産性の向上の観点から、労働政策審議会で総合的に検討する。労働政策審議会での検討の基礎資料を得るべく、平成25年上期に企業における実態調査・分析を実施し、平成25年秋に労働政策審議会で検討を開始し、結論を得次第措置を講じる。	平成25年上期調査開始、平成25年秋を1年を目途に結論を得次第措置	厚生労働省

(注) 下線は引用に際して付したものである。

平成25年度労働時間等総合実態調査について

1. 目的

○ 今後の労働時間法制等の検討の際に必要な時間外・休日労働、割増賃金率、裁量労働制の実態等を把握する。

2. 調査方法

○ 全国の労働基準監督署から事業場への訪問調査で実施。

3. 実施時期

○ 平成25年4月～6月

4. 調査対象事業場数

○ 約11,000事業場

5. 主な調査項目

- 時間外・休日労働の実態(時間外・休日労働に係る労使協定(いわゆる三六協定)締結の内容)、実労働時間数 等
- 割増賃金率の設定状況
- 裁量労働制(専門業務型・企画業務型)の実態(みなし労働時間数、実労働時間数 等)

※ 大企業・中小企業別にも集計

(3) JILPT 調査と、労働政策審議会の関係

➤ 第106回労働政策審議会労働条件分科会(2013年12月17日) 資料2-2より

資料No. 2-2

裁量労働制等に関するアンケート調査について

1. 趣旨

○ 企画業務型裁量労働制やフレックスタイム制等については、「日本再興戦略」等を踏まえ、現行の要件・手続について検討する上で、以下の事項について当事者の具体的ニーズ(見直すべき内容、必要性、背景等)を把握することが重要。

①企画業務型裁量労働制

- ・対象業務(労使委員会決議により自主的に決定)
- ・対象労働者(対象業務に常態として従事しなくても可)
- ・労使委員会決議の本社一括届出

②フレックスタイム制

- ・週休2日制における労働時間計算方法の見直し
- ・清算期間の延長

○ このようなニーズ把握は、労働基準監督署による調査にはなじまず、別途、使用者・労働者双方へのアンケート調査により実態を把握することが適当であるため、労働政策研究・研修機構に依頼の上で実施。次回第107回に集計がまとまった事項についてご報告したい。

2. 主な調査内容

<制度に対する要望・意見>

- ・対象業務、対象労働者要件(企画立案業務要件をなくすべき/労使に委ねるべき/年収要件とすべき/対象業務を増やすべき/対象業務に主として従事していれば可とすべき)【事・労】
- ・負担を感じる手続(労使委の設置/議決/議事録等/協定・決議の届出/定期報告)【事】
- ・制度導入の効果(モチベーション向上/人材活用/労働時間短縮/人件費抑制等)【事・労】
- ・法的効果(週・月のみなし時間/適用除外(深夜/休日/年休/全て))【事・労】
- ・フレックスタイム制の不便な点(週休2日制/清算期間/就業規則の変更・届出等)【事】

<労働時間、職務遂行の自律性等の実態>

- ・出退勤や業務遂行への管理(出退勤の自由度、遅刻への対応、指示方法等)【事・労】
- ・勤務状況の把握方法(タイムカード/PCのログ/自己申告/管理監督者の視認等)【事】
- ・裁量労働者だけに支払われる特別な手当(有無、金額、金額決定の基準)【事】
- ・健康・福祉確保措置の内容(特別休暇の付与/健康診断/相談窓口/配置転換等)【事】
- ・過半数代表や労使委員会委員の選出・指名方法【事】

- 第107回労働政策審議会労働条件分科会(2014年1月15日)
- 資料No.2-3 裁量労働制等に関するアンケート調査(主な結果・速報)

<調査の主な内容>

(1) 制度に対する要望・意見

- ・ 裁量労働制の対象業務や対象労働者の要件、負担・煩雑と感じる手続、制度導入の効果・満足度等
- ・ フレックスタイム制の評価、不満な点、導入していない理由等

(2) 労働時間、処遇、健康確保措置等

- ・ 勤務状況の把握方法、裁量労働制適用対象者へ手当、健康・福祉確保措置や苦情処理体制の内容や要望等

(4) 労働政策審議会労働条件分科会には、何が情報提供されたのか

- 裁量労働制の労働者の実労働時間に関するデータは、「平成25年度調査」のみ
- JILPTの労働者調査における1箇月の実労働時間のデータは、提供されず

<参考文献>

- 上西充子(2018a)「なぜ首相は裁量労働制の労働者の方が一般の労働者より労働時間が短い「かのような」データに言及したのか」Yahoo!ニュース 個人(WEB記事)2018年2月3日
<https://news.yahoo.co.jp/byline/uenishimitsuko/20180203-00081208/>
- 上西充子(2018b)「裁量労働制の労働者の方が一般の労働者より労働時間が短い「かのような」答弁のデータをめぐって(続編)」Yahoo!ニュース 個人(WEB記事)2018年2月6日
<https://news.yahoo.co.jp/byline/uenishimitsuko/20180206-00081326/>
- 上西充子(2018c)「裁量労働制の労働者の方が一般の労働者より労働時間が短い「かのような」答弁のデータの問題性(その3)」Yahoo!ニュース 個人(WEB記事)2018年2月10日
<https://news.yahoo.co.jp/byline/uenishimitsuko/20180206-00081326/>
- 上西充子(2018d)「裁量労働制の方が労働時間は短い「かのような」安倍首相の答弁。撤回は不可避だが、事務方への責任転嫁は間違い」Yahoo!ニュース 個人(WEB記事)2018年2月10日
<https://news.yahoo.co.jp/byline/uenishimitsuko/20180206-00081326/>
- 上西充子(2018e)「裁量労働制の方が労働時間は短い「かのような」安倍首相の答弁は何が問題なのか(予算委員会に向けた論点整理)」Yahoo!ニュース 個人(WEB記事)2018年2月12日
<https://news.yahoo.co.jp/byline/uenishimitsuko/20180212-00081528/>
- 田中重人(2018)「厚生労働省「労働時間等総合実態調査」(2013)の怪」remcat: 研究資料集(ブログ)2018年2月14日 <http://d.hatena.ne.jp/remcat/20180214/heikinteki>
- 民進党(2018)「『働き方改革虚偽データ疑惑』野党6党合同ヒアリング第3回を開催」民進党ホームページ(2018年02月16日)

以上